

「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

議 事 資 料

日 時 平成29年1月25日（水）

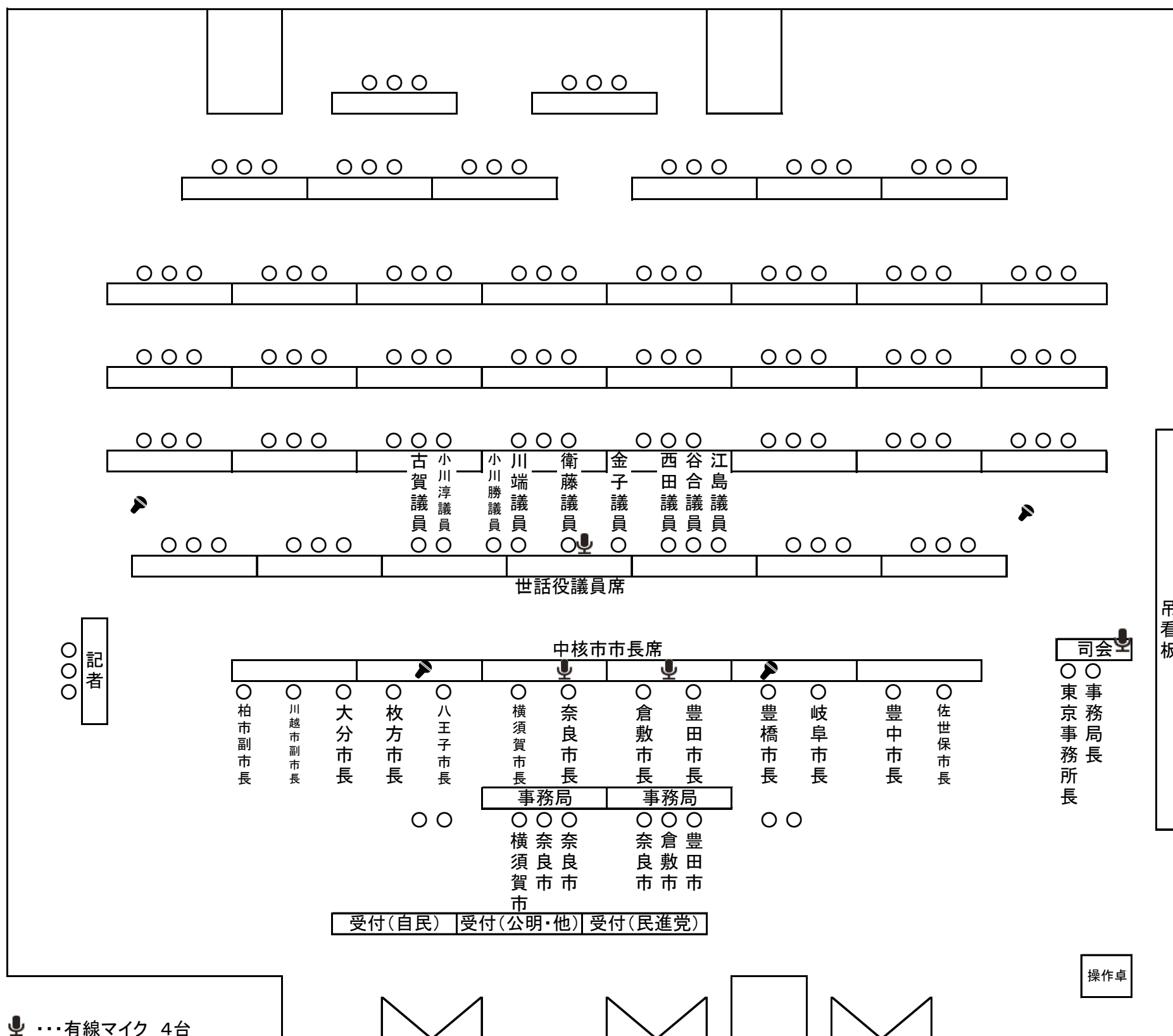
11：40～12：40

会 場 衆議院第二議員会館

1階 多目的会議室

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 勉強会 席図

衆議院第二議員会館 1階 多目的会議室



有線マイク 4台

無線マイク 4台

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

中核市市長会 出席者一覧 (H29. 1. 23 現在)

【中核市市長会】

(会 長)	奈良市長	仲 川 げ ん	(なかがわ げん)
(副会長)	横須賀市長	吉 田 雄 人	(よしだ ゆうと)
(副会長)	豊 田 市長	太 田 稔 彦	(おおた としひこ)
(副会長・監事の代理)	倉 敷 市長	伊 東 香 織	(いとう かおり)
(顧 問)	豊 橋 市長	佐 原 光 一	(さはら こういち)
	八王子市長	石 森 孝 志	(いしもり たかゆき)
	岐 阜 市長	細 江 茂 光	(ほそえ しげみつ)
	豊 中 市長	淺 利 敬 一 郎	(あさり けいいちろう)
	枚 方 市長	伏 見 隆	(ふしみ たかし)
	佐世保市長	朝 長 則 男	(ともなが のりお)
	大 分 市長	佐 藤 樹 一 郎	(さとう きいちろう)
	川越市副市長	栗 原 薫	(くりはら かおる)
	柏市副市長	石 黒 博	(いしぐろ ひろし) 13名

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

日 時：平成 29 年 1 月 25 日（水）

11 時 40 分～12 時 40 分

場 所：衆議院第二議員会館

1 階 多目的会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 中核市市長会会長挨拶
- 3 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役会長挨拶
- 4 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役紹介
- 5 出席議員の紹介
- 6 中核市市長会の活動と「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」の概要説明【資料 1】【資料 2】
- 7 議 題（案）
 - (1) 県費負担教職員の人事権等移譲について 【資料 3】
 - (2) 中核市における税財源のあり方について 【資料 4】
 - (3) 少子化・超高齢社会への対応について 【資料 5】
 - (4) 地方への人材還流について 【資料 6】
 - (5) 子どもに関する施策に対する国の支援について 【資料 7】
- 8 閉 会

中核市市長会の活動状況について

- 1 会の概要 中核市の市長で構成する団体であり、全中核市の48市が加入している。
(平成29年1月1日現在)

地 区	会 員 市
北海道・東北	北海道 函館市 旭川市
	青森県 青森市 八戸市
	岩手県 盛岡市
	秋田県 秋田市
8市	福島県 郡山市 いわき市
関 東	栃木県 宇都宮市
	群馬県 前橋市 高崎市
	埼玉県 川越市 越谷市
	千葉県 船橋市 柏市
	東京都 八王子市
9市	神奈川県 横須賀市
北信越・東海	富山県 富山市
	石川県 金沢市
	長野県 長野市
	岐阜県 岐阜市
7市	愛知県 豊橋市 岡崎市 豊田市
近 畿	滋賀県 大津市
	大阪府 豊中市 高槻市 枚方市 東大阪市
	兵庫県 姫路市 尼崎市 西宮市
	奈良県 奈良市
	和歌山県 和歌山市
10市	
中国・四国	岡山県 倉敷市
	広島県 呉市 福山市
	山口県 下関市
	香川県 高松市
	愛媛県 松山市
	高知県 高知市
7市	
九 州	福岡県 久留米市
	長崎県 長崎市 佐世保市
	大分県 大分市
	宮崎県 宮崎市
	鹿児島県 鹿児島市
7市	沖縄県 那覇市

2 平成28年度の活動内容

(1) 調査研究・協議

- ・中核市市長会総会の開催 (H28.5.25)
- ・市長会議の開催 (H28.8.10, H28.10.28)
- ・中核市サミット2016 in いわきの開催 (H28.10.27 いわき市)
- ・4つのプロジェクト会議の開催 (H28.5.25, H28.8.10, H28.10.27)
 - 「地域の実情に応じた教育政策を実現するための人事権等移譲を求める提言」
 - 「中核市税財源等の拡充・強化に関する提言」
 - 「少子化・超高齢社会への対応に関する提言」
 - 「地方への人材還流に向けた取組に関する提言」

(2) 政策提案・意見表明

- ・厚生労働大臣との意見交換 (H28. 4. 20)
- ・総務大臣との懇談会 (H28. 8. 10)
- ・提言活動

<提出先>自由民主党・公明党,

内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省・文部科学省

- 「国の施策及び予算に関する提言」(H28. 5. 27, H28. 6. 8)
- 4プロジェクト会議で取りまとめられた提言等 (H28. 11. 15)

(3) 関係団体との連携

- ・指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携 (H28. 8. 1)
- ・経済同友会との意見交換 (H28. 4. 26, H29. 1. 10)
- ・中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会との意見交換
 - 世話役議員と中核市市長会役員市長との懇談会 (H28. 11. 18)
 - 国会議員の会会員勉強会 (H29. 1. 25)

(4) その他の活動

- ・中核市市長会防災担当者会議総会の開催 (H28. 7. 22)
- ・人事担当課長会議の開催 (H28. 10. 14)
- ・広報活動等
 - パンフレットの作成, 都市要覧の作成, メールマガジンの配信

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について

- 1 活動趣旨 中核市市長会に対する理解を深め、その事業活動等に対する支援を通じて真の地方分権型社会の実現に取り組むとともに、中核市を核とした地域の活力を高めることにより、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進する。
- 2 会 員 本会の趣旨に賛同する党派を超えた国会議員により構成する。
 ① 中核市の区域を含む小選挙区選出の衆議院議員
 ② 中核市の区域を含む選挙区選出の参議院議員
 ③ 中核市にゆかりのある国会議員
- 3 その他 事務担当：平成28年度担当市（倉敷市）
 会 費：なし
- 4 会員加入状況

(平成29年1月1日現在)

政 党 名	衆議院議員	参議院議員	合 計
自由民主党	59	50	109
民進党	33	19	52
公明党	8	12	20
日本維新の会	2	4	6
日本共産党	2	0	2
自由党	0	1	1
社会民主党	0	0	0
日本のこころを大切にする党	0	0	0
日本を元気にする会	0	0	0
無所属	2	4	6
合 計	106	90	196

5 世話役一覧

政 党 名	役 職	議 員 名	< 選 挙 区 等 >
自由民主党	会 長	衛藤 征士郎	<衆⑪ 大分2区 大分市ほか>
自由民主党	幹 事	衆議院	加藤 勝信 <衆⑤ 岡山5区 倉敷市ほか>
		参議院	金子 原二郎 <参② 長崎県>
	副 幹 事	江島 潔 <参② 山口県>	
		古賀 友一郎 <参① 長崎県>	
民 進 党	幹 事	衆議院	川端 達夫 <衆⑩ 比例 近畿ブロック>
		参議院	小川 勝也 <参④ 北海道>
	副 幹 事	小川 淳也 <衆④ 比例 四国ブロック>	
公 明 党	幹 事	衆議院	古屋 範子 <衆⑤ 比例 南関東ブロック>
		参議院	西田 実仁 <参③ 埼玉県>
	副 幹 事	谷合 正明 <参③ 比例>	

6 活動内容

(1) 国政の場において、中核市市長会の活動に対する随時の支援

(2) 中核市市長会からの情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信（毎月1回定期配信）
- ・中核市市長会パンフレットの配付（5月開催の総会後に実施）
- ・提言書等の配付（5月開催の総会後、提言・要請ごと実施）
- ・各市による継続的な加入依頼

(3) 世話役と役員市長との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催した。

○日時：平成28年11月18日（金）午前11時30分～12時30分

○会場：都市センターホテル 6階601会議室

○出席者：世話役議員6名<衛藤征士郎会長、加藤勝信幹事（以上、自民党）、小川勝也幹事、小川淳也副幹事（以上、民進党）、西田実仁幹事、谷合正明副幹事（以上、公明党）>

中核市市長3名<仲川奈良市長（会長）、吉田横須賀市長（副会長）、伊東倉敷市長（副会長）>

○懇談内容：中核市市長会の活動等についての説明、意見交換

(4) 会員勉強会の開催（本日）

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会の開催。

○出席対象者：国会議員の会会員及び全中核市市長

	4月－6月	7月－9月	10月－12月	1月－3月	4月－6月
会 員	中核市市長会の活動に対する支援（随時）				
事務局 ・ 東京事務所 ・ 担当市	H28 中核市 市長会総会 ○		11/18 役員懇談会 ◎	1/25 会員勉強会 ◎	H29 中核市 市長会総会 ○
	メールマガジンの配信（毎月）				
	パンフレット配付 ○ (総会採択) 提言書等配付 ○		緊急要請配付 ○ (プロジェクト) 提言書等配付 ○		パンフレット配付 ○ (総会採択) 提言書等配付 ○

地域の実情に応じた教育政策を実現するための 人事権等移譲を求める提言

県費負担教職員の人事権等（県費負担教職員の任命権、県費負担教職員給与等の負担、学級編制基準の決定及び県費負担教職員の定数決定、任免・分限・懲戒処分等の基準制定権）移譲に関しては、中央教育審議会答申や教育再生実行会議の提言において、市町村への権限移譲を検討するよう述べられてきた。

中核市市長会では、地域の実情に応じた特色のある質の高い義務教育の実現や、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保の実現を目指し、「県費負担教職員の人事権等移譲」を長年求めてきたが、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項）」では、望むような県費負担教職員の人事権等移譲が実現していない。

平成26年度、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」が導入されたことから、本会として、地域の実情に応じた選択制による人事権、教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権等の移譲を、また、複数の中核市からも直接の人事権等移譲を提案したものの、国からは、「県費負担教職員の人事権等移譲については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援する。」との方針が示された。

しかし、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度」が大阪府豊能地区でしか活用されていないことから、事務処理特例制度による県費負担教職員の人事権等の移譲は一般的には実現困難であると言わざるを得ず、また、「提案募集方式」が導入されているにも関わらず、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援するという国の姿勢は理解し難い。

本会は、これまでの経緯を踏まえ、改めて、“事務処理特例制度によらない”選択制による人事権等移譲を更に強く求めるものとし、一方で、小規模市町村を含めた関係者の理解を得られるような地域の実情に応じた採用・任命、学級編制及び教職員配置などを実現するための基盤づくり、小規模市町村における人材確保や人事異動の広域性の確保については、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考えられることから、「権限移譲の受け皿のあり方」や「学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方」を並行して検討していくものとするとともに、特色ある教育行政の実現のため、国において、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1. 事務処理特例制度によることなく、各中核市が県費負担教職員の任命権を有することができるように、早急に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条（中核市に関する特例）」を改正し、「中核市の県費負担教職員の任命権に関する事務は、当該中核市の教育委員会が行うことができる」旨を規定すること。その際、人事交流の広域性を確保する観点から、一定の条件を整備した中核市を含む広域連合等広域連携組織も任命権を有することができるようにするとともに、その条件については、中核市及び中核市を含む広域連合等広域連携組織と協議して決定すること。
2. 学級編制基準及び教職員定数については、「教職員の配置が要望どおりでない」や「内申が十分に反映されていない」といった課題があることから、地域の実情に応じた特色ある教育政策の実現が可能となるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、都道府県を介することなく、中核市や中核市を含む広域連合等広域連携組織へ直接、割り当てを行うこと。
また、県費負担教職員の基礎定数と加配定数については、各地域・学校の実情に応じて、割り当てられた教職員を柔軟に配置できるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、年度ごとの予算に左右される加配定数ではなく、基礎定数として位置付けること。
3. 県費負担教職員の人事権等移譲に伴う給与等の負担をはじめとする所要額については、財政負担に応じた税源移譲、交付金等による明確な形で満額措置すること。

平成28年10月28日

中核市市長会

中核市税財源等の拡充・強化に関する提言

国は、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、「成長と分配の好循環」を全国に波及させ、人口減少と地域経済縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたる成長力を確保し、国及び地方において官民総力を挙げて、地方創生を本格展開することとしている。

このような中、地域住民に最も身近な基礎自治体であり、地域の拠点都市でもある中核市が、人口減少・少子高齢化対策や地域活性化などといった地方が抱える諸課題に率先して取り組んでいくことは極めて重要であると考えます。

このため、中核市がその役割を十分に果たし、地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けた施策を積極的に推進するためにも、中核市財政の実態に即した税財源等の拡充・強化について、国の早期かつ積極的な措置を求める。

1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について

(1) 税財源配分の是正

事務配分の特例として、中核市には都道府県の事務権限が移譲されるが、移譲された事務に必要な財源については、主に地方交付税によって措置されており、これに見合う税源が都道府県に残されたまま移譲されていない。

中核市の市民は、中核市特有の事務に係る行政サービスを中核市から受ける一方で、それに係る経費について都道府県税として負担していることから、市民サービスの提供者と税の徴収権者にねじれ関係が生じている。このため、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させる観点から、都道府県からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

(2) 適正な財源拡充等

保健所業務に係る経費のうち、精神保健費については、一定の財政負担が生じているにもかかわらず、これに見合う十分な財源措置がなされていないことから、普通交付税による適切な措置を行うこと。また、保健所設置に係る経費についても、施設整備費に対する普通交付税措置額が過少であることから、単位費用の抜本的な見直しを行うなど、必要な財源を早期かつ確実に手当てすること。

また、国が必要な支援等を講ずるとしている児童相談所の設置に係る経費についても、各団体の意見を十分に聴きとった上で、児童相談所を設置する団体については、国の継続的かつ安定的な支援措置により、財政運営に負担が生じない制度設計とすること。

2 地方交付税改革について

(1) 必要な一般財源総額の確保等

地方交付税は地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源であるため、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は決して行うべきではない。

このため、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な一般財源総額を確保すること。また、トップランナー方式による基準財政需要額算定方法の見直しについては、各団体の実情を十分に踏まえたものとする。

(2) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、地方交付税の代替措置にもかかわらず、実質的には過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に対しても新たに借金を重ねる（負担を先送りにする）構造となっており、市債発行抑制や市債残高削減の支障となっている。

地方自治体の標準的な行政サービスについては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、地方自治体の歳出削減努力によってもなお生じる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応するものとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 消費税率引上げ時期の延期に対する財源確保

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで延期することが示されたが、子ども・子育て支援や医療・介護など、社会保障の「充実」や「安定化」のための財源手当は不透明な状況である。

延期にあたっては、地方の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

平成28年10月28日

中核市市長会

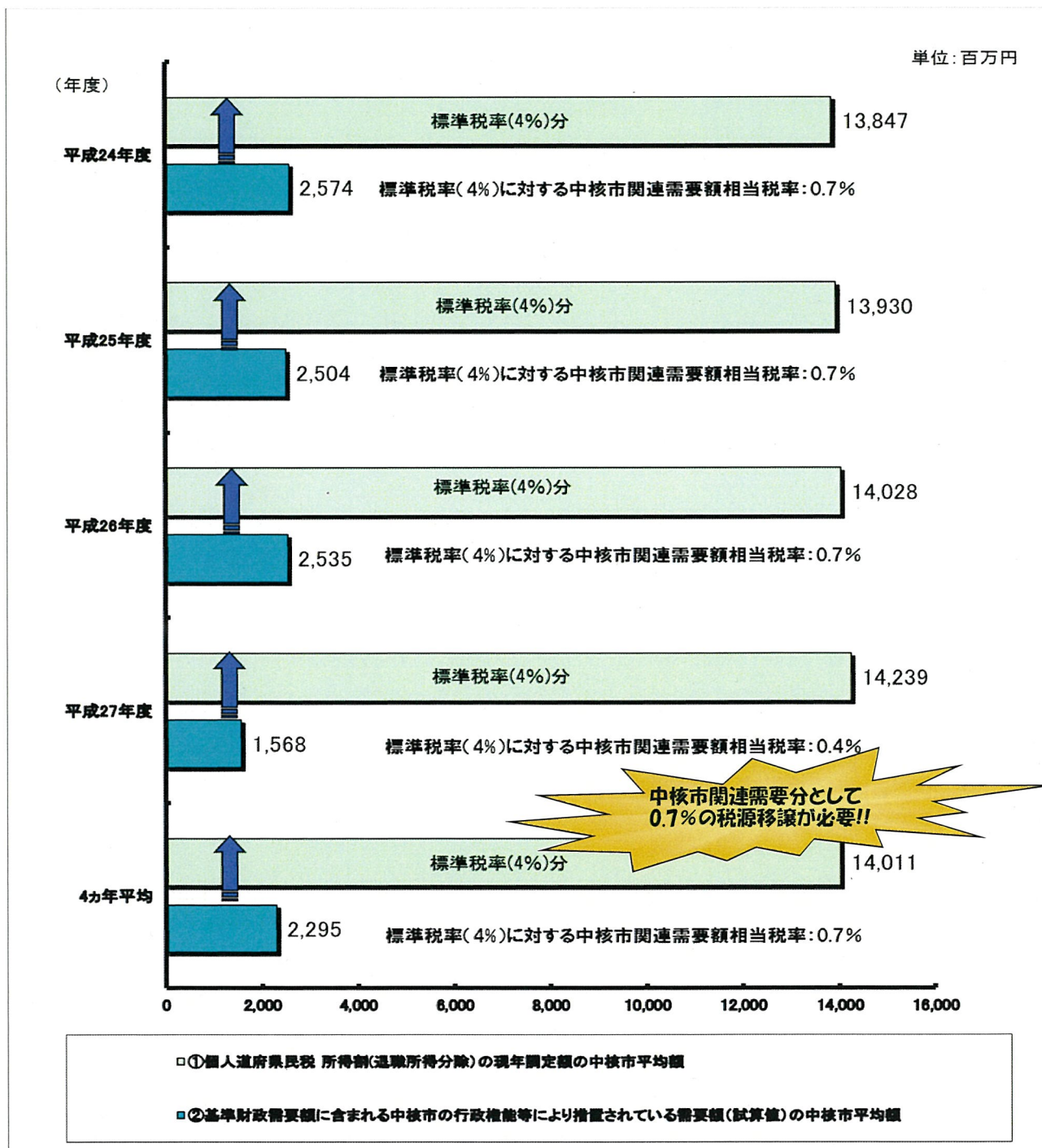
< 参考資料 >

- ① 『1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について』関係
都道府県民税(所得割)に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算
- ② 『1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について』関係
保健所業務に係る経費と財政措置の状況、精神保健費の負担状況
- ③ 『2 地方交付税改革について』関係
地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める
臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

都道府県民税(所得割)に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算

中核市において、平成24年度から平成27年度の4カ年について、基準財政需要額に含まれる中核市に係る行政権能等により措置されている需要額（以下、「中核市関連需要額」という。）を試算し、また、その都市で徴収している都道府県民税所得割（退職所得分を除く）の標準課税分の現年調定額を試算し、各中核市における都道府県民税所得割の標準税率（4%）に対する中核市関連需要額の相当税率を算出したものである。

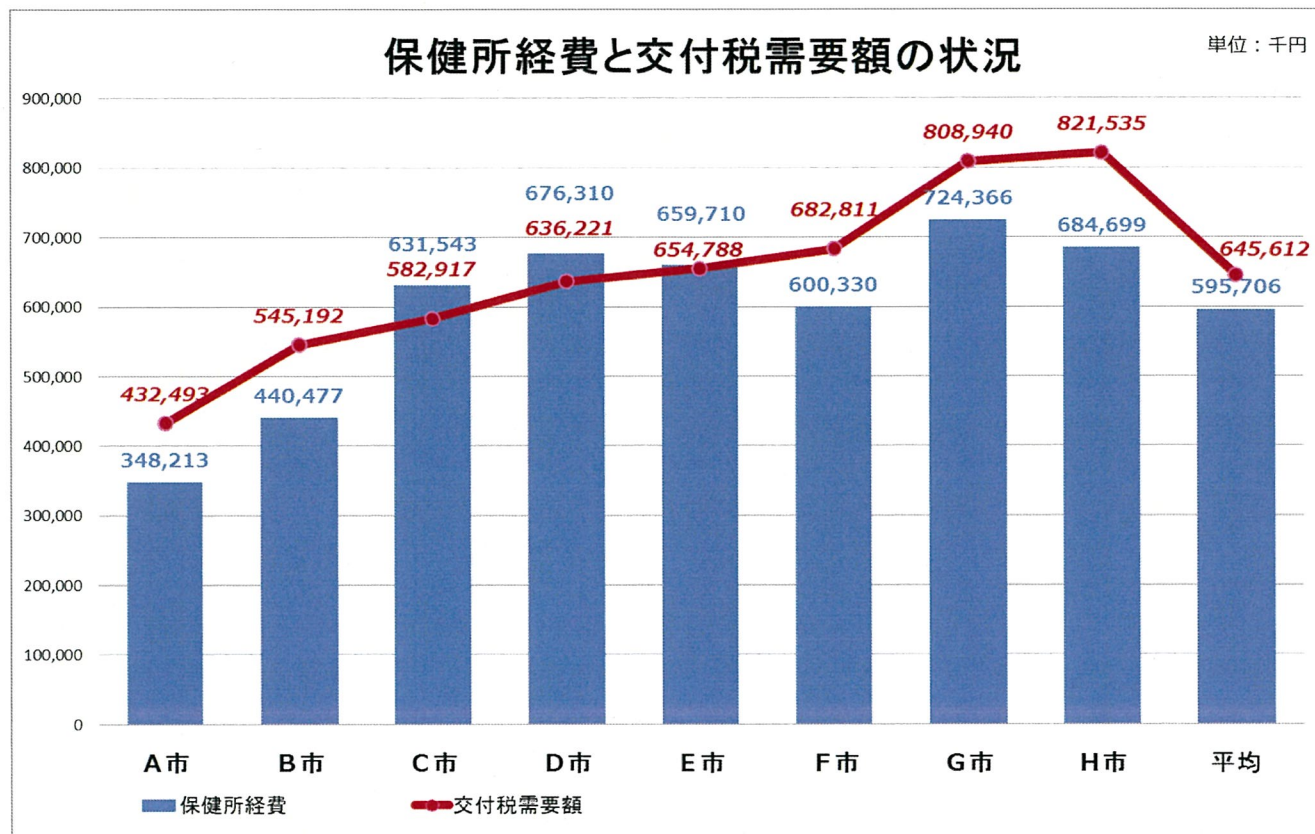
（※合併団体の中核市関連需要額については新団体に含まれる需要額を試算）



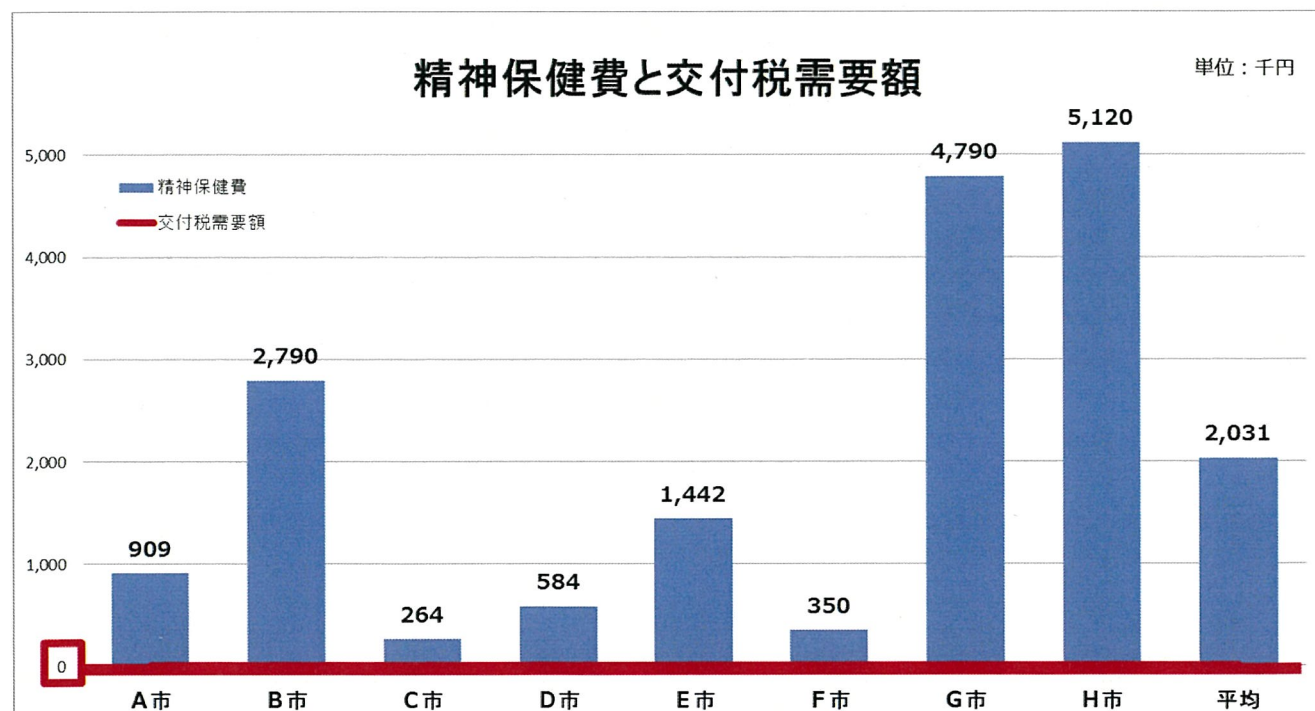
※各年度の数値は、次のとおり、中核市移行前であった都市を除いた平均としている。
 ・平成24年度: 中核市移行前の6市(越谷市、八王子市、枚方市、呉市、佐世保市、那覇市)を除く平均
 ・平成25年度: 中核市移行前の5市(越谷市、八王子市、枚方市、呉市、佐世保市)を除く平均
 ・平成26年度: 中核市移行前の4市(越谷市、八王子市、呉市、佐世保市)を除く平均
 ・平成27年度: 中核市移行前の2市(呉市、佐世保市)を除く平均
 ※生活保護費(市部人口)について、基礎数値である「被生活保護者年間延人員」の取り扱いとして、指定都市及び中核市においては生活保護法第73条の居住地不明者等に係る被保護者がある場合は、当該指定都市分及び中核市分に含めることとされており、本来であれば中核市関連需要額として試算に含めるべきであるが、対象数値の把握が困難であることから、その影響は含めていない。

保健所業務に係る経費と財政措置の状況について

保健所業務に係る経費を平成27年度予算ベースで算定し、これらに係る普通交付税の基準財政需要額を調査した結果は次のとおり



保健所業務に係る精神保健費について、各市の負担状況を調査した結果は次のとおり ※注 交付税需要額は中核市権能差分の精神保健費項目に係る需要額により算出



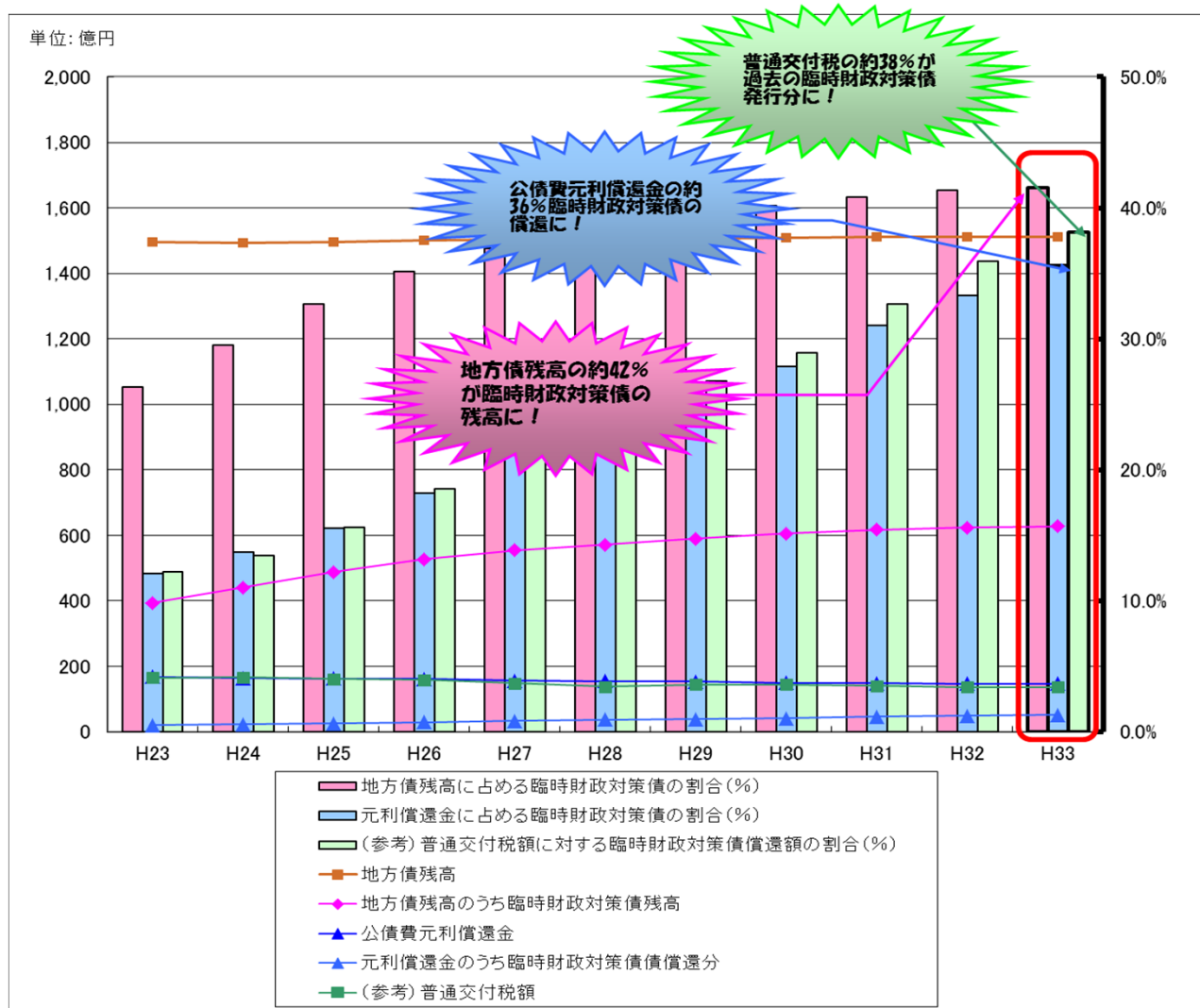
**中核市は精神保健費に交付税措置が十分になされていないため、
必要な財源については財政措置が必要**

地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

平成28年度の前5年間における臨時財政対策債の残高及び償還額等について、調査した結果は次のとおり（中核市平均値）

単位：億円

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
地方債残高	1,494.6	1,492.9	1,496.7	1,501.1	1,503.4	1,503.6	1,505.9	1,509.4	1,510.9	1,510.3	1,511.7
地方債残高のうち臨時財政対策債残高	393.8	441.0	488.5	527.7	554.7	572.2	590.0	605.9	617.0	624.1	628.4
公債費元利償還金	167.5	164.3	163.1	161.7	155.8	155.2	153.1	150.0	148.7	147.5	147.4
元利償還金のうち臨時財政対策債償還分	20.3	22.5	25.3	29.5	33.4	36.9	38.8	41.8	46.1	49.2	52.4
(参考)普通交付税額	166.0	167.0	162.0	159.0	148.0	138.0	145.0	145.0	141.0	137.0	137.0
地方債残高に占める臨時財政対策債の割合(%)	26.4%	29.5%	32.6%	35.2%	36.9%	38.1%	39.2%	40.1%	40.8%	41.3%	41.6%
元利償還金に占める臨時財政対策債の割合(%)	12.1%	13.7%	15.5%	18.2%	21.5%	23.8%	25.3%	27.9%	31.0%	33.3%	35.6%
(参考)普通交付税額に対する臨時財政対策債償還額の割合(%)	12.2%	13.4%	15.6%	18.6%	22.7%	26.6%	26.8%	28.9%	32.6%	35.9%	38.1%



※平成23年度から平成27年度までは地方財政状況調査の結果を、平成28年度については決算見込、平成29年度以降は各市の財政計画の数値を基に算出している。

少子化・超高齢社会への対応に関する提言

日本の総人口は、2008年を境に減少局面に入り、合計特殊出生率はこの30年間で大幅に低下し、高齢化率は増加の一途をたどっている。国は、少子高齢化に真正面から立ち向かうため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を新たな三本の矢と定め、平成28年6月に新たにニッポン一億総活躍プランを閣議決定し、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目標に掲げて、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。

こうした中、中核市を始めとする地方自治体は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し、地方の実情に応じて少子化・超高齢社会に対応する取組を行い、地方創生を推進しているところである。

また、中核市市長会では、子育て支援の充実や社会保障の基盤強化と経済政策、特に雇用・労働政策の強化は、密接不可分である前提のもと、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえ、「地方への人材還流」と「少子化・超高齢社会への対応」をテーマとして、それぞれに協議してきた。

「少子化・超高齢社会への対応」に関する本提言の取りまとめに当たっては、すべての人が安心して暮らし続けるために、多世代が共生し、支え合う地域社会を実現していくことが重要であり、そのために国により子育て支援や社会保障の土台が作られたうえで、地方自治体が、地域の実情に応じて、地域コミュニティの育成などの取組を推進するとともに、圏域の中核を担う中核市として、周辺の自治体との連携を意識した取組を展開するという、国と地方自治体との適切な役割分担のもと、施策を策定し、実施していく必要があるとの考えを改めて確認したところである。

以上の認識に立ち、少子化・超高齢社会への対応を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう提言する。

1 多世代が地域で共生できる社会の実現のために

少子化・超高齢社会では、問題を人口減少そのもので捉えるのではなく、その中でいかに世代間のバランスを取り、地域コミュニティの中で市民が支え合う仕組みを構築するかが重要である。そのため、子育てと介護の時期が重なるダブルケアの問題など複合化する問題が顕在化する中で、国は、子ども、高齢者、障がい者といった縦割りの区分での対策ではなく、市民目線・地域目線で、地域の実情を考慮した柔軟性のある福祉サービス提供の仕組みを早期に構築するとともに、取組に対する財源を確保すること。

2 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるために

全国どこに住んでいても安心して子どもを生み育てることができるよう、環境を整えることが重要である。

そのため、国は、子育て家庭の経済的負担の軽減に向け、子どもの医療費や保育料負担の軽減について、各自治体が先行して実施している公費負担の状況を十分勘案し、負担軽減策を早期にかつ積極的に実施すること。

また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、少子化対策として子育て家庭への支援の充実を図るため、待機児童解消に向けた施設整備支援や保育人材確保に向けた保育士の処遇改善により、保育環境を充実させるとともに、育児休業制度の充実と長時間労働の抑制に努め、仕事と子育ての両立を可能にする働き方改革や雇用の安定化に一層積極的に取り組むこと。

あわせて、真に有効な少子化対策を実施できるよう、根本的な課題・原因に対して真摯な追求を更に進めること。

3 誰もが安心して暮らせる生涯現役社会の実現のために

超高齢社会が到来する中で、医療・介護ニーズが増大している状況を踏まえ、国は、包括的な医療・福祉施策を実施すること。また、介護人材の確保については、介護職員の処遇改善を早期に実現するとともに海外人材の受入れの在り方について総合的かつ具体的な検討を進め、早期に結論を示すこと。

一方では、アクティブシニアと呼ばれるような、元気で就労の意欲にあふれる高齢者が多数存在している。こうした中、住民に最も身近な地方自治体は、高齢者が多様な経験と知恵を生かして活躍できる場や機会を確保することに加え、経済的基盤を確保するため、高齢者の就労マッチング支援の強化を進めるなど、生涯現役社会の実現に向けた施策を行っている。国は、それら地方の取組を支援し、全国的な展開を進めること。

4 少子化・超高齢社会における都市・財政基盤の形成のために

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」では、少子化・超高齢社会への対応として、「コンパクトシティや広域連携の推進」が掲げられている。中核市は、まさに地域のけん引役として、広域連携を推進し、充実した都市機能を効率的に維持する責任を負う立場であり、既に各中核市では、多様な都市間連携を展開しつつある。

については、国は、地方の取組が発展的に継続されるよう、必要な支援措置を講じること。

また、中核市間で人口規模、都市構造、歴史・文化が異なり、人口減少や高齢化の進行に差異があることを踏まえ、地域が持つ個性を生かした都市空間の形成が実現できるように、地域の実情に応じた多様かつ実効性のある支援を実施するとともに安定的かつ自由度の高い財政措置を行うこと。

平成28年10月28日

中核市市長会

地方への人材還流に向けた取組に関する提言

日本の総人口は、2008年を境に減少局面に入り、合計特殊出生率も人口置換水準を下回る状況が続いている。政府は一億総活躍社会を実現するために、ニッポン一億総活躍プランにおける「新・三本の矢」の一つとして「希望を生み出す強い経済」を掲げ、「成長と分配の好循環」のもと「働き方改革」や「地域のしごとづくり」に取り組もうとしている。

こうした中、中核市を始めとする地方自治体では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し、あらゆる施策を通じて地方創生を推進しているところである。

しかし、東京圏への人口流入が4年連続で増加するなど、東京一極集中に歯止めが掛かっておらず、このままでは中核市が地方における「人口のダム機能」を果たせない恐れがある。

中核市市長会では、地方創生を推進していく中で、地域の活力を維持していくためには、若者の地方からの流出を食い止め、東京都心等の大都市から地方へ人材を還流させることが重要と考え、また、それを促すためには、雇用の確保や創出を図る取組が不可欠として協議を行ってきた。

地方への人材還流を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1 就業・創業支援の充実

地方創生のためには、企業誘致や地域企業の成長支援等を進め、若い人材の安定雇用に向けた環境整備や、地方の大学における企業ニーズに対応した人材育成の強化が重要である。

また、地域活性化には地域での創業も重要であり、多様な業種の集積が新たな価値や魅力を生み出し、地域資源の活用や生産性の向上につながるともに、人が人を呼び、地域経済の成長が加速すると考えている。

そのためには、就業支援として、地元企業と若い人材のミスマッチの解消をはじめ、仕事と家庭の両立や多様で柔軟な働き方ができる魅力的な就業環境の整備、医療・介護・福祉サービス従事者の所得向上など雇用環境の充実、連携中枢都市圏等を活用した地域全体の魅力のPRなどが必要である。

また、創業支援として、産学官民の連携やフォローアップ、地域に特化した支援策、若年層や女性への支援策、域外需要や雇用の創出につながる創業に対する法人税等の優遇措置の検討などの取組が必要である。

については、中核市が有する「地方への人材還流」の可能性をさらに高める

ためにも、地域の実情に応じた就業や創業支援等が展開できるよう、国による実効性のある雇用・就業施策の充実を図るとともに、その実施に伴う十分な財政措置を講じること。

2 本社機能の移転促進

(一社)日本経済団体連合会の調査結果によると、東京に本社を有する企業で回答のあった147社の内、移転を検討している企業は2社、将来的に移転の可能性・余地がある企業も9社と極めて少数であり、本社機能の地方への移転は進んでいない状況にある。また、政府関係機関についても文化庁の他に主要機関の移転はない状況である。

については、企業の地方移転を牽引するためにも、国が打ち出した政府関係機関の移転推進に責任をもって取り組み、早期に実現すること。

また、企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進するため、税制特例措置等の支援策の拡充をはじめ、企業へのPR強化、受入の基礎となる自治体のインフラ等の整備に対する支援など、関係施策の充実を図るとともに、その実施に伴う十分な財政措置を講じること。

3 交流の活性化と移住・定住の推進

地方への人材還流を促すためには、自治体が行う移住・定住策も有効な手段であるが、その推進においては、大都市と地方の間で人・物・情報等の交流の活性化が重要であり、日本全体としてコンパクト・プラス・ネットワーク化を進める必要がある。また、国内に限らず、海外から地方への観光客の増加策も、産業・雇用の創出や活性化につながる重要なものである。

については、都市間交流が活性化され、地方への移住・定住やインバウンドが促進されるよう、その基盤となる各種インフラの整備を図るとともに、自治体の取組について必要な環境整備と継続的な財政措置を講じること。

平成28年10月28日

中核市市長会

児童相談所と中核市の役割

要望・意見

国の方針

- ▶ 全国(H27時点:208か所)の児童相談所での児童虐待相談対応件数の増加
H11(児童虐待防止法施行期)：1,631件 → H27：103,260件(約9倍) (速報値)
- ▶ H16 児童福祉法改正 → 政令で定める市が児童相談所を設置可能に
→ 現在、中核市の設置市は2市(H18.4～ 横須賀市・金沢市)

H27.11 「第3回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」(社会保険審議会児童部会) 報告案(たたき台) → 2年後を目途に中核市に児童相談所を設置とする

H28.2 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」
→ 専門的人材及び財源の確保などを求める緊急提言を総務省に提出

H28.5 児童相談所設置自治体の拡大を図るため、児童福祉法を改正
→ 「施行後5年を目途として、中核市が児童相談所を設置できるよう、支援などを行う」と規定 → 手筈げ方式が維持される

現在の国の支援

- 児童相談所設置市への**財政措置【普通交付税・国庫支出金(補助金・負担金)】**
- H28.4.25 「児童相談所強化プラン」を策定
- H28.12.9 「児童相談所設置のためのマニュアル」の作成を発表 (H28年展中)

◇ 中核市は、人口規模(20~60万人)や**財政規模**(不交付団体あり)が様々であり、**都道府県との関係**(※1)から、**二重行政の懸念**がある
(※1) 都道府県設置の児童相談所がある中核市 → 43市(48%)

○ 児童相談所の設置を選択する中核市に対しては、
設置や運営に要する財源について、**国庫支出金による目に見える形の財源措置**や**専門的人材の育成・確保に対する支援の更なる充実**が必要

○ 加えて、子どもの健全育成に向けた環境を構築するためには、
特に**都道府県との役割分担の明確化**を図る中で、各中核市の**実情に応じた特色ある独自の仕組みを支援**することも重要

◎ 国が地方拠点都市である中核市**個々の施策に応じた弾力的な支援**を講じることにより**国全体において子どもの健全育成を促す**ことができる

岐阜市独自の取組

「子育て・教育立市」の実現に向け、福祉や教育等の垣根や枠組みを超えて、発達段階に応じた一貫・継続した支援を提供するため、**岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”**を開設(H26.4)

特徴

- ▶ 0歳から成人前までの子ども、若者を対象に、発達段階に応じた**継続的な支援**
- ▶ 子ども本人・保護者に加えて、教職員なども対象
- ▶ 不登校や発達障がい、いじめ、児童虐待など、あらゆる悩みや不安に対して**ワンストップで総合的な相談・支援**
- ▶ 医師、警察、弁護士、臨床心理士などの**専門家との連携**
- ▶ 子どもが**悩みを直接相談**できる「子どもホットカード」市内の小・中・高校の児童・生徒に配布(約16万枚)(H27.4)

“エールぎふ”と児童相談所の違い

- エールぎふ → 様々な分野、対象者に対して、幅広く相談・支援
- 児童相談所 → 相談に基づき調査、診断、判定、一時保護(子どもを家庭から離す)、措置(専門職などによる指導、児童福祉施設への入所、里親への委託)

取組による成果

- 高い行政ニーズ
開設からH28.12までの約3年でのべ相談件数は約35,000件(約150件/日)
→ 子育て・教育の悩みに関する行政ニーズは非常に高い
→ 基礎自治体の相談・支援機能は重要

【相談件数の推移】
H26:11,890件 H27:12,490件 H28:14,000件(序別)

■ 「子どもホットカード」を**広域展開**(H28.6)
岐阜市の機能を周辺市町が活用できるよう、近隣の**1市1町にも配布(合計約5,400枚)**し、相談機能を提供
【メール相談】 H27: 86件 → H28:1906通(序別)
【ダイヤル相談】 H27:155件 → H28:400通(序別)



相談・支援機能の強化

高い行政ニーズに対応していくためには、
→ 子育て・教育に関するあらゆる悩みや不安に対応できる**専門的人材の育成・確保**や**国の財政的な支援が必要** (※2) “エールぎふ”のH28事業費に占める国の財政措置の割合(約14%)